

令和2年度
第6回西条市地域公共交通活性化協議会
(書面決議)

資料

【協議事項関係】

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和3年3月 日

（名称）西条市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称 (変更なし)

西条市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 (変更なし)

本市の路線バスや鉄道は公共交通として市民の日常生活に必要不可欠な移動手段であるとともに、観光客等の移動手段としても大きな役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及等により路線バスをはじめとする公共交通利用者は減少傾向にあり、その維持・確保に対する行政負担も年々増加している現状である。

このような中でも、特に高齢化が進んでいる山間部の地域においては公共交通が唯一の移動手段となっている方も多く、路線バスの維持・確保が重要な課題となっている。そのため、山間部を運行する路線においては、利用者の主な移動目的である買い物や通院等に見合うルートに変更することで利便性の向上を図ってきており、引き続き、その運行を維持していく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 (変更なし)

(1) 事業の目標

当該路線の運行により買い物や通院等の目的行動が可能となる環境が整うため、利便性の向上による路線バス利用者の増加を図る。

※当該バス路線の利用者数 1便あたり3人以上

（西条市地域公共交通網形成計画 P. 65 参照）

(2) 事業の効果

買い物や通院といった目的行動が可能となる当該路線を維持することにより高齢者等が気軽に外出できる環境が整備される。利用者の増加に繋がれば新たな路線の拡充等を含めた検討を行うことができ、市民生活に寄り添った公共交通の構築が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 (変更なし)

(1) 行う事業

地域住民や利用者から意向等の収集に努め、市街地での移動及び通院・買物移動に対応したダイヤ改正等を実施するとともに、公共交通の利用促進に向けた公共交通利用環境の整備を行う。

(2) 実施主体

- せとうち周桑バス株式会社
- 瀬戸内運輸株式会社
- 西条市地域公共交通活性化協議会
- 西条市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 **(変更)**

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 **(変更なし)**

せとうち周桑バス株式会社、瀬戸内運輸株式会社、西条市

西条市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分に補助率を乗じた金額を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 **(変更なし)**

せとうち周桑バス株式会社
瀬戸内運輸株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 (変更なし)

※活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 **(変更なし)**

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **(変更なし)**

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **(変更なし)**

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 **(変更なし)**
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **(変更なし)**
【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性 **(変更なし)**

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **(変更なし)**

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (変更なし)**

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **(変更なし)**

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 (変更なし)
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 (変更なし)
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (変更なし)

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論 (変更)

○令和2年4月22日（第1回）

前年度事業・決算報告及び本年度事業計画・予算について協議、承認
(持ち回り協議にて承認を得た。)

○令和2年7月10日（第2回）

令和3年度西条市地域内フィーダー系統確保維持計画について協議、承認
(持ち回り協議にて承認を得た。)

○令和2年10月30日（第3回）

西条市地域公共交通再編実施事業について協議、承認

○令和3年1月13日（第4回）

令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議、承認
(持ち回り協議にて承認を得た。)

○令和3年2月16日（第5回）

西条市地域公共交通再編実施事業について協議、承認

○令和3年3月　　日（第6回）

令和3年度西条市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議、承認
(持ち回り協議にて承認を得た。)

21. 利用者等の意見の反映状況 (変更なし)

活性化協議会には、市民や公共交通利用者を代表する委員がおり、協議会開催時のはか様々な機会を利用して公共交通に関する利用者の意見や地域住民等からの要望をいただいている。また、公共交通に関する市民アンケート調査等を行い意見収集にも努めている。

主な意見としては、

○買い物や通院に便利な路線や時間帯の運行に変更してほしい

○路線バスが走っていない地域への運行も検討してほしい 等

これらの意見や要望等をもとに協議会での検討を実施し、当計画の策定に至った。

22. 協議会メンバーの構成員 (変更なし)

関係都道府県	愛媛県東予地方局総務企画部地域政策課・建設部建設企画課
関係市区町村	西条市副市長、西条市市民生活部
交通事業者・交通施設管理者等	瀬戸内運輸株式会社、せとうち周桑バス株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、四国旅客鉄道株式会社、四国地方整備局松山河川国道事務所、西条警察署、西条西警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	委員 西条市連合自治会、西条市老人クラブ連合会、西条市連合婦人会、西条市社会福祉協議会、西条商工会議所、周桑商工会、西条市医師会、瀬戸内運輸労働組合、西条市観光物産協会 アドバイザー 愛媛大学大学院理工学研究科、香川高等専門学校建設環境工学科、松山大学法学部法学科

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県西条市明屋敷164番地

(所 属) 西条市市民生活部地域振興課地域交通係

(氏 名) 高本 大輝

(電 話) 0897-52-1720

(e-mail) takamoto1713@city.saijo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客來訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) (変更)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)					
			起点	経由地	終点	計画運行回数	計画運行日数	系統キロ程 キロメートル	再編特例措置	運行態様の別	基準口で該当する要件
	せとうち周桑バス株式会社	(1) 保井野線	周桑(営)	湯谷口	保井野	往36.9km 復36.9km	365日	1,322回		路線定期運行	②(1)
瀬戸内運輸株式会社	(2) 西之川線	西条駅前	西条済生会病院前	西之川	循環	往35.6km	365日	1,460回		路線定期運行	②(1)
瀬戸内運輸株式会社	(3) 西之川線	西之川	西条済生会病院前	西条駅前	循環	往35.6km	365日	1,730回		路線定期運行	②(1)
	(4)					往 km 復 km	日	回			
	(5)					往 km 復 km	日	回			

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう一方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

(変更なし)

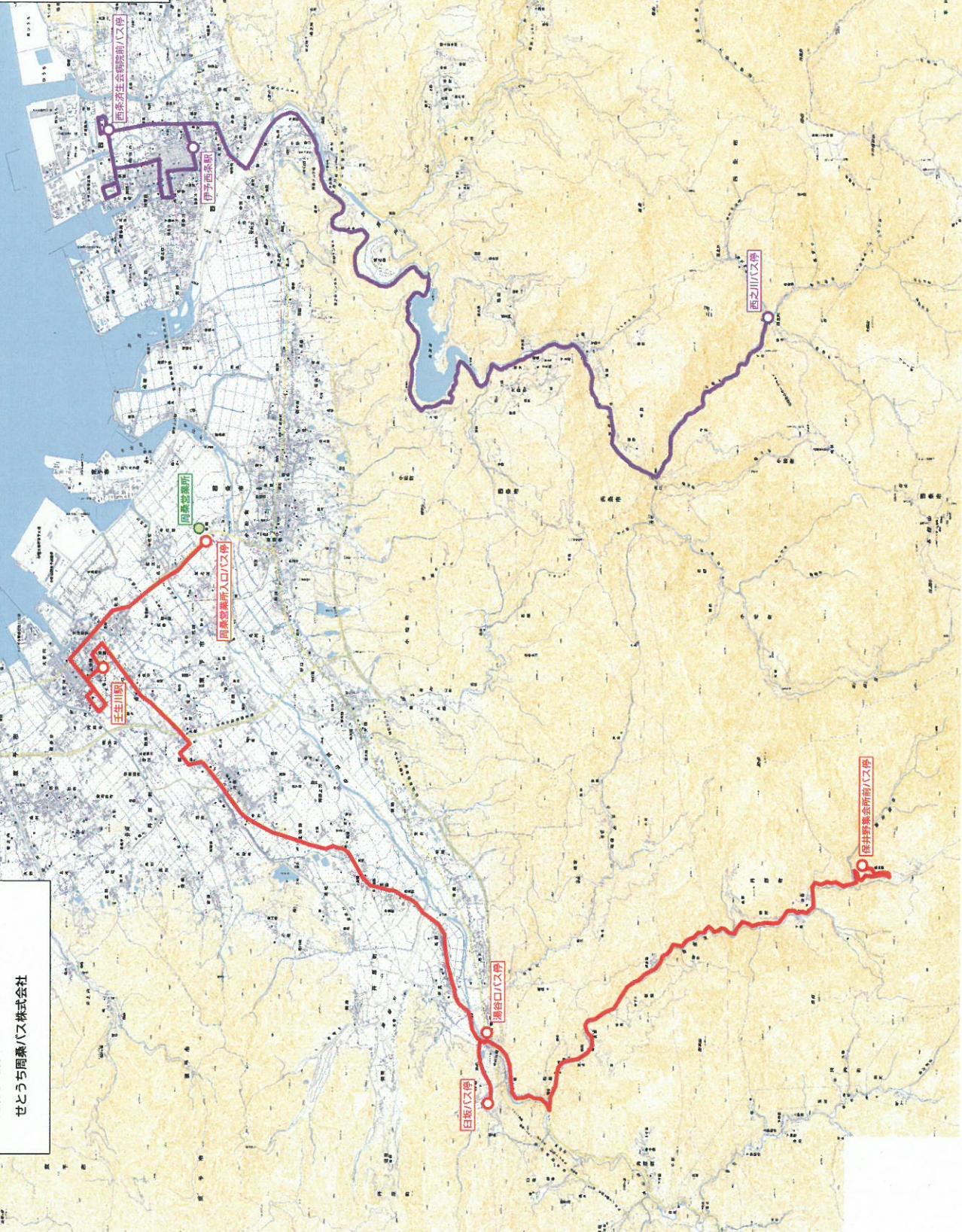
表1 運行予定系統図

<運行予定系統>

・・・・・西之川線

<運行予定者>

・・・・・瀬戸内運輸株式会社



<運行予定系統>

・・・・・保井野線

<運行予定系統>

せとうち周桑バス株式会社

保井野線

は日曜祝日運休

周	桑	営業	所		7:55	11:30	13:15	17:10
壬	生	川	駅	前	8:10	11:45	13:30	17:25
周	ち	やん	広	場	8:18	11:53	13:38	17:33
上	町	入	口		8:21	11:56	13:41	17:36
湯	谷	口			8:42	12:17	14:02	17:57
保	井	野	集	会	所	9:12	12:47	14:32
					18:27			

保	井	野	集	会	所	7:19	9:15	12:50	14:35	18:27
湯	谷	口				7:49	9:45	13:20	15:05	18:52
上	町	入	口			8:10	10:06	13:41	15:26	
周	ち	やん	広	場		8:13	10:09	13:44	15:29	
壬	生	川	駅	前	8:21	10:17	13:52	15:37		
周	桑	営業	所		8:36	10:32	14:07	15:52		

西之川線

は土曜・日曜祝日運休

西	条	駅	前		7:20	10:00	13:10	15:56
西	条	済生会病院	前		7:30	10:10	13:20	16:06
中	央	病	院		7:35	10:15	13:25	16:11
フ	ジ	グ	ラ	ン	前	7:37	10:17	13:27
西	条	駅	前		7:47	10:27	13:37	16:23
加	茂	川	橋		7:55	10:35	13:45	16:31
兎	ノ	山			8:06	10:46	13:56	16:42
横	峰	登	山	口		8:14	10:54	14:04
石	鉢	口	一	ブ	前	8:41	11:21	14:31
西	之	川			8:43	11:23	14:33	17:19

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 (変更なし)

市区町村名	西条市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	78,111
交通不便地域	663

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
663人	旧桜樹村、旧千足山村、 旧大保木村、旧加茂村	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
西条市地域公共交通網形成計画	令和2年3月1日	令和2年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
78,111人	78,111人 × 150円 + 560万円	17,316千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2. (1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5(2) 添付書類

